⑶　入札の無効
　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法
　独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑸　配置予定技術者の確認
　落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口
　３⑴に同じ。
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
　２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　本工事の施工に当たる者は警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人労働者健康安全機構発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　詳細は、入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Syunji Kuchira The Obligating Officer, Director Administration Department, Japan Organization of Occupational Health and Safety
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Demolition work of the Hokkaido Chuo Rosai Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　13, January, 2026
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 14 : 00　16, March, 2026
⑹　Contact point for the notice : Procurement Section, Accounting Division, Japan Organization of Occupational Health and Safety 1－1 Kizukisumiyoshi-cho Nakahara-ku Kawasaki-shi Kanagawa-ken 211－0021 Japan TEL 044－431－8634 E-mail : keiyaku@m.johas.go.jp

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において農林水産省大臣官房予算課等（別記１の発注機関）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
なお、令和７・８年度の資格を既に有する者は、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。
令和７年12月15日
農林水産省大臣官房参事官（経理）
須田　　亙
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13
１　契約の種類及び業種の区分
［掲載順序　契約の種類：業種の区分］
⑴　建設工事　土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
⑵　測量・建設コンサルタント等　測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他
２　申請の時期
⑴　令和８年４月からの資格付与を希望する者
①　郵送の場合　令和８年２月２日から令和８年２月27日（必着）までの間に郵送（書留又は簡易書留など配達の記録が残るものに限る。）すること。
②　電子メールの場合　令和８年２月２日から令和８年２月27日（必着）までの間に送信すること。
⑵　上記２⑴の期限後の申請については、随時に受け付けるが、資格の付与は令和８年５月以降となる。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、農林水産省ホームページから入手するものとする。
https://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/index.html（農林水産省）
⑵　申請書の提出方法　申請書に次の書類を添付し、郵送又は電子メールにより、別記２に掲げる申請書の提出場所へ提出すること。
ア　建設工事の申請を行う場合
a　営業所一覧表
b　総合評定値通知書の写し（経営事項審査の審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以降のもので、直前に通知を受けたもの。さらに、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）
c　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し
d　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
e　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
f　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類
g　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
h　行政書士等の代理申請による場合には委任状
イ　測量・建設コンサルタント等の申請を行う場合
a　営業所一覧表
b　財務諸表類
c　登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
d　登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し
e　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し
f　行政書士等の代理申請による場合には委任状
⑶　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載されたその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算し、記載すること。
４　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。